### 第五節 管弦楽研究部・オペラ研究部

構成員について述べる。演奏活動の内容については本百年史『演奏会篇』 本節では、管弦楽研究部およびオペラ研究部設置の経緯・関連学則・

### 管弦楽研究部

申請がみられる。 規則上位置づけられていた。昭和二十四年の東京芸術大学設置申請時に 六年、二十七年、二十八年の概算請求書にも管弦楽団設立のための予算 は、大学附属管弦楽団の設置が計画され、その後の昭和二十五年、二十 管弦楽部は、東京音楽学校時代からその活動が学内の独立組織として

## 東京藝術大學附属管絃樂團案

名 稱 東京藝術大學附属管絃樂團

位 置 東京藝術大學音樂部内

目 樂向上進歩に資し、併せて優秀な指揮者、管絃樂奏者の養成 を図ることを目的とする。 的 管絃樂團は管絃樂を研究し其發表演奏に依り本部の音

> J セ

ント

ラバ

ス 口 四

組 織 管絃樂團に左の職員を置く。

專 指揮者 長 音樂部長を以て充てる。 大學音樂部教官、其の他適當と認めるものに委嘱す

管絃樂團構成並に職員配置調

ヴ 第一ヴァイオリン 第二ヴァイオリン オ 兀 六

ホ ラリネッ IJ 1 計

演奏部

管樂器

半数二十五人を音樂学部 教官の兼務とし、残り二 五〇人

事務官 專任三級一人 大學音樂部教官其の他適當と認める者に委嘱する。

專

る。

其の他 雇員五人 傭人三人

管絃樂團に委員會を置く。

委員會の委員長並び委員は大學音樂部教官、 とめる者に委嘱する。 其の他適當とみ

運 營 管絃樂團は毎週概ね六時間以上管絃樂の練習を行う。

ある。 管絃樂團は演奏會を公開する。但し入場料を徴收することが

委員會は隨時開催して管絃樂團の企畫運營向上並に團員相互

の連絡を図る。

施 機械器具等

音樂部のものを使用する。 〔騰写版・手書き〕(『東京藝術大学設置申請書』)

> 第3章 音楽学部付属施設 · 関連事業

760

-一般庶務 単語 - 樂器、樂譜 ラン ペ ボ ッ 傭 雇 事務官 一人(三 1 員  $\equiv$ Ξ 三人(作業員) 五人(事 する。 唱、独奏者數人が加わる。 この外に指揮者一人、 十五人を団員として委嘱 級 務)

〔謄写版・手書き〕(『昭和二十五年度概算関係資料綴』)

きるようになった。 予算の積算が認められ、非常勤講師として演奏者を迎え入れることがで予算の積算が認められ、非常勤講師として演奏者を迎え入れることがでの教授陣と大勢の在学生から構成されていた。昭和三十一年、ようやく当初、管弦楽団は在学生のための授業と研究をおもな活動とし、少数

### 2. 新制大学教官の増加

1

管弦楽教授組織の充実

偉力となつている。 はピアノ、ヴァイオリン、声楽等の個々の

不可能であるから、一般楽界のそれぞれの權威者を参加させ研本学においても現在の教授陣容では更に突進んだ研究教授は

を要求する次第である。
を要求する次第である。
なお昭和三十一年度概算において、この事項について要求し、究並に教授の充実を図りたいので下記の経費を要求する。

記

講師手当	非常勤	1	経常費	区分
1 0000				金
UUUE.				額
差引九人分 一、00个、000円	円 内昨年度九人分 一、000、000円配賦	] 一時間至00円 一三、000円 十八人分 三、015、000	一人当り毎週七時間 年三十二週 延二二四時間	備考

#### 職員配置表

	-							
チュ	オート	フリユ	コント	セ	ヴィ	第二ヴアイオリン	第一ヴアイオリン	職
バ	ボー	1	コントラバス	D	オラ	イオリン	イオリン	種
_	_	_	_	=	_	=	=	人所員要
_	_	_	0	_	0	_	_	人現 員在
0	0	0		_	_	_	_	人要 員求
計	打楽	トロン	トランペツト	ホル	ファゴ	サキソ	クラリネツ	職
П	器	ボーン	ペシト	ン	コット	ホン	ネツト	種
八	1	1	1	_	-	_	-	人所 員要
九	0	_	0	0	_	0	1	人現 員在
九		0		_	0	_	0	人要 員求

〔横組〕(『昭和三十二年度概算関係資料綴』)

可されるには至らなかった。このため昭和五十二年、あらためて附属研再々の概要要求にもかかわらず、管弦楽団は大学の附属施設として認

究施設として管弦楽研究部の設置が要求される。

授

		区分	服米	#
5. 附属施設 (1) 附属研究施設の新 設等 (イ) 新 設 (音) 管弦楽研究部			車	
0		の推	料質	説明
	<b>&gt;</b>	教授		
7	>	数数	教	
	<b>&gt;</b>	講師	_	
		助手		×
		教職務員		
		教諭	数(二)	2
	<u>&gt;</u>	教諭	数(三)	``
	<u>&gt;</u>		行	
		技官量	<u></u>	7
	$\frac{z}{z}$	表型		
	> \( \frac{1}{2}	技能労員	介(二)	
9	>	=1111		
51,587	上田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	要求額	特別	
1. 要求事由 (1) 本学の管弦楽研究部は、東京音楽学校時代より存し、すでに通算170回の定期演奏会も行う等、その実績からみて音楽学部における実技教育と研究に重要な役割を果してきた。 イ 学生(現在は、大学院生)にオーケストラの一員として参加させ、音楽界の現役である部員より生きたスコアの読み方とともに適切な実技指導を受けさせている。 ロ オーケストラの伴奏による学生の共演(協奏曲、合奏曲等)学生の作品の試演又は学生の指揮での演習を本オーケストラをもって実施し、教育の充実を図っている。 ハ 上記の学生、その担当教官及び部員代表とのゼミナールを開設し、一層成果の向上を図りたい。 ニ 各科教官による本オーケストラとの共演、作品演奏、指揮等実施することにより、相互に研究を深め、又練習を学生に公開見学させることによって教育の充実を図ることができる。 (2) 本学の管弦楽研究部は上記に示したように教育と研究に重要な役割を果し、実質的に我が国唯一の国立オーケストラということができる。したがって、その演奏は、国の文化のバロメータともなる。そのために絶えず訓練と研究を行い、技術の向上を図っている。 (3) 現在、管弦楽研究部には、常勤教官1名であり、掌握することは到底不可能である。本来管弦楽研究部全員が常勤教官であることが望ましいが、各パートをリードできる主席奏者(第1バイオリン、第2バイオリン、ピオラ、セロ、コントラバス、本管、金管、打楽器各1名、計8名)を常勤教官にあて、安定した演奏と充実した実技指導を行い、技能の向上を図りたい。		5	関 メ の 黄 関	

(『昭和52年度概算関係資料綴』)

して位置づけられる。以下は昭和五十一年に制定された内規である。年に「大学オーケストラ」、さらに昭和四十九年には「管弦楽研究部」と大学附属施設としては認可されないまま、学内においては昭和三十六

東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部の運営に関する規則を次のよ

うに定める。

昭和五十一年五月十七日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部の運営に

関する規則

(趣旨)

いう。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。基づき、東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部(以下「研究部」と第一条 この規則は、東京芸術大学学則第八条の二第二項の規定に

(演奏活動)

を行うものとする。 学生を含む。)の教育・研究並びに研究部の研究のために演奏活動第二条 研究部は、音楽学部関係各学科専攻学生(大学院研究科の

- 2 研究部は、その研究成果を発表するため演奏会を開催する。
- 充実を図る等のため必要があると認める演奏活動を行うことがで、 研究部は、前二項に掲げるもののほか、学部長が教育・研究の

(部門)

きる。

第三条 研究部に、次に掲げる部門を置く。

- (1) バイオリン
- (2) ビオラ
- (3) チェロ
- (4) コントラバス
- (6) 本管楽器
- (7) 打楽器

(組織)

官(以下「部員」という。)をもって組織する。 第四条 研究部は、音楽学部管弦楽を担当する常勤及び非常勤の教

2 部員は、学部長が委嘱する。

(役職員)

第五条 研究部に、次の役職員を置く。

- (1) 部長 一名
- (2) 副部長 若干名(うち一名を首席副部長とする。)
- マスターとする。) 若干名(うち一名を首席コンサート
- とする。) 若干名(うち一名を首席インスペクター
- (5) 部門主任 各部門ごとに一名
- (6) パート首席 各パートごとに一名
- については教授又は助教授である部員のうちから、コンサートマ2 学部長は、部長については教授である部員のうちから、副部長

~ さぶ長は、句二頁)登銭員と選ぎしてうことのでは、 員のうちから、それぞれ選考の上、委嘱する。

会議の意見を徴するものとする。 3 学部長は、前二項の役職員を選考しようとするときは、研究部

#### (役職員の任務)

第六条 役職員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、研究部を代表し、その管理運営に当たる。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、首席副部長は部長に事故がある
- (3) コンサートマスターは、演奏業務を管理し、演奏上の指導
- 序維持に当たる。 (4) インスペクターは、研究部に関する一般業務を管理し、秩
- (5) 部門主任は、インスペクターを補佐する。
- (6) パート首席は、コンサートマスターを補佐する。

(部員及び役職員の任期)

非常勤教官にあっては一年とする。第七条の部員及び役職員の任期は、常勤教官にあっては二年とし、

職員の任期は、前任者の残任期間とする。2.部員及び役職員に欠員が生じた場合における補欠の部員及び役

#### (研究部会議)

部会議(以下「会議」という。)を置く。 第八条 研究部の演奏その他運営に関する事項を審議するため研究

2 会議は、第五条第一号から第五号までの役職員をもって組織す

る。

3 部長は、会議を招集し、その議長となる。

者の出席を求め、その意見を聞くことができる。 4 部長は、必要があると認めるときは、会議にその構成員以外の

(演奏会)

委員会に諮るものとする。 第九条 研究部が演奏会を実施しようとするときは、音楽学部演奏

(庶務)

第十条 研究部に関する庶務は、音楽学部庶務係において処理する。 章

附則

この規則は、昭和五十一年五月十七日から施行する。『『『』

1

2 東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部規則(昭和四十五年五月七

日制定)は、廃止する。

(『東京藝術大学学報』第一五○号 昭和五十一年四月三十日 一八~一九頁)

たものも含む。 四十九年度以前「オーケストラ」あるいは「大学オーケストラ」と称し四十九年度以前「オーケストラ」あるいは「大学オーケストラ」と称し次は管弦楽研究部員数の推移をまとめたものである。なお、表は昭和

1110	昭二九		
		講常師勤	専
		講非 常 師勤	
		助手	任
Ξ	=	教授	
111	Ξ	助教授	兼
五	五	講常師勤	
		助常 手勤	任
七	八	講非 常 師勤	

													T					T			
五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	=======================================	1111	三
七六	七三	七三	六七	六九	七0	七0	六〇	五四	四五	四五	四〇	Ξ	五五	四四	一七	一七	五五	五五	<u>-</u> 0	四	三
	1		1	九	九	六	六	六	六	六	六	五								=	二
	_	_	四	四	Ξ	七	七	六	七	八	九	<u>-</u>								四	四四
	_		_	1	=	=	11	四	三	11	三	三								三	三
	_	_	_	11	=	_			_												
_													六	四						六	七

								177	
五九	五七、	五六	五五	五四	五三	五二	五〇、	昭四八、	
	五八			,			五一	四九	
田中壬	山岡	山 (渡岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	日高	
田中千香士	耕筰	欧耕中作	耕筰	耕筰	耕筰	耕筰	耕筰	毅	コン
井後勝彦	井後勝彦	阿部	井後勝彦					山岡耕筰	サート
	-	靖						筰	١ ١
川畠正雄	川畠正雄	井後勝彦	川畠正雄						マスタ
		川畠正雄							1
				井後	川自	井後	二村		コア
				後勝彦	畠 正 雄	俊 勝 彦	一村英乙古		シサースト
				川畠正雄	矢嶋佳子	長沢正康			コンサートマスターア シ ス タ ン ト

確認された範囲で歴代コンサートマスターは以下のとおり。

									l .
六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三
七八	七五	七三	七五	七六	七五	七五	七五	七五	七三
_	_								
=	=								
=	Ξ	11	=			_	_		
_		四	四	四	四	四	四	四	
			_	_	_	_	_		_
_		_	_	_		_	_	_	

767 第5節 管弦楽研究部・オペラ研究部

六一、六二(主席)</l

(各年度の『職員録』および演奏会プログラムなどにより作成)

### 一 オペラ研究部

の文章で昭和四十六年まで研究費が要求されている。要求し、芸大におけるオペラ研究の意義を記している。なお、同じ内容綴り』が初出となる。概算要求では「オペラ研究に要する費用」として深り。が初出となる。概算要求では「オペラ研究に要する費用」として

# (8) オペラ研究に要する経費

ペラコースは、急速に整備されつつある。その後、優秀な外国人指導者を得て発展し、今日、芸大のオ京音楽学校において、明治三十六年に発表されたものであり、東田本人による最初のオペラ公演は、東京芸術大学の前身、東要求要旨

#### 経費所要額

口

ı		-	The state of the s	-	-					
									账)	##
$\infty$		,400 2,508 2,868	58,400	358	7	000 5.376	384.000	14		顕
田		千円	Œ			千円	田	>	常勤	非律
ищ	אווג	金額	首価	単	員数	金額	単価	員数	۲	12
	100	額	算	,,	4	額	姆	把	<b>&gt;</b>	ব

# 非常勤職員年度別所要人員内訳

ハ

-	-	-	-	-		
_	_		1	1 11 111		
_	1	1	1 1 1			
五四八八	四一	四一八	四一八二二	四一八二二七一	四   八   二 七   〇	四一八二二七一〇一七
- - -	1 11 111				П 1 2 1	П 1 2 1
1 1	1 11 11					
Ξ	111 111					
=	= =					
	1 11 11			Ξ -	11 11	11 11
1	1 11			Ξ 1	11 11	11 11
一 <sub>人</sub> 一 <sub>人</sub> 三人	一人 一人 三人 四人			四人	四 <sub>人</sub> 一 <sub>人</sub> 二 <sub>人</sub>	四 <sub>人</sub> 一人 二人 三人
官事常学生	官事常学生計	宮 非常 学生 計	官 非常 学生 計 非常 学	宮 非常 学生 計	官 非常 学生 計	官 非常 学生 計 夢 学生 計 夢 学
=	内教 四十一年度	内教 四十一年度	内教 四十一年度	内教 四十一年度	内教 四十一年度 四十二年度	内教 四十一年度 四十二年度
		四十一年度	四十一年度	四十一年度	四十一年度 四十二年度	四十一年度 四十二年度
		- 一	- ハ ニ ニ 三 ニ ニ 三 二 学 十 年 度 - ー ー ニ 三 三 三 三 三 三 三 三 四人 計 動非	一     一     二     二     三     二     三     上     二     上<	一     一     二     二     二     三     上<	一     一     二     二     二     三     上<
		-   -   -   -   =   =   =   =   =   m <sub>人</sub> <sup>fT</sup>	-   -   -   -   =   =   =   =   =   m <sub>人</sub> <sup>fT</sup>	ニ Ξ Ξ Ξ Ξ Ξ Ξ Ξ Δ Δ <sup>π</sup> Δ <sup>m</sup>	二 三 三 三 三 三 三 四人       セ 大 常	二 三 三 三 三 三 三 四人       セ 大 常

〔騰写版・すべて横書き〕(『昭和四十二年度概算関係書類綴り』 五九~六一頁)